3　国際室に、室長を置く。

4　公共用地室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共用地取得制度に関する調査に関すること。

二　直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する指導に関すること（用地調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

四　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

五　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

5　公共用地室に、室長を置く。

6　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

7　国際展開推進官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

8　国際連携調整官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

9　用地企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共用地取得制度に関すること（公共用地室の所掌に属するものを除く。）。

二　直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

10　用地調整官は、命を受けて、直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

11　用地調整官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（国際市場企画官、国際展開推進官及び国際連携調整官）

第四十二条の二　国際市場課に、国際市場企画官、国際展開推進官及び国際連携調整官それぞれ一人を置く。

2　国際市場企画官は、命を受けて、国際市場課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　国際展開推進官は、命を受けて、不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

4　国際連携調整官は、命を受けて、不動産・建設経済局の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（地理空間情報活用推進官）

第四十二条の三　情報活用推進課に、地理空間情報活用推進官一人を置く。

2　地理空間情報活用推進官は、命を受けて、情報活用推進課の所掌事務のうち地理空間情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に係るものをつかさどる。

（新設）

（新設）